

市川教育会館だより

平成29年11月20日 一般財団法人市川教育会館
発行者；一般財団法人市川教育会館理事長 山田浩一

★第2回定例理事会（7月）での承認事項について★

平成29年7月3日（月）に第2回定例理事会を開催し、以下の事項について審議し、承認または継続審議となりました。

- (1) 第1号議案「平成29年度教育視察旅費助成事業」の応募者に関する件
審議の結果、以下の6名の方を承認しました。

No.	氏名	所属校	出張先
1	小西 正彦	平田小	群馬県前橋市立桃井小学校 (文部科学省委託研究英語教育強化地域拠点)
2	稲垣 千恵	平田小	埼玉県鴻巣市立川里中学校 (文部科学省委託研究英語教育強化地域拠点)
3	板倉 朋子	平田小	神奈川県横須賀市立戸小学校 (文部科学省委託研究英語教育強化地域拠点)
4	荒木 勝蔵	鶴指小	長野県小諸市立東小学校 (文部科学省委託研究外国語教育強化地域拠点)
5	阿部 和巳	大和田小	岐阜県郡上市やまと総合センターほか (岐阜県小中学校英語研究会美濃大会)
6	吉田 航	市川小	新潟大学教育学部附属新潟小学校 (平成29年度初等教育研究会)

今回の応募の特徴として、「1校から3名の応募」「2回目の応募」がありました。そこで、改めて旅費助成の基準について明確にする必要があるとの結論に達し、審議の結果、次の2点が決定されました。

- ① 1校から複数の応募者があった場合
公平性を担保するために、1校1名を原則として決定し、その後に予算の範囲内で複数名について審議し、視察の是非について決定する。
- ② 以前に派遣された者からの応募があった場合
公平に視察の機会を与えることで、より多くの者を派遣するという立場を基本として、予算の範囲内であっても2回目以降の応募については原則認めない。
また、応募者から提出された希望予算で、特に交通費は事務局で精査し、これまで通り助成額は3万円を上限として、以下の2点に配慮するものとししました。
- ① 希望予算で3万円を超えるものについては、精査後、概算払いで3万円を助成する。⇒ 特に、領収書の提出は行わない。
- ② 希望予算で3万円以内のものについては、実費金額を精査し、その金額を概算払いする。ただし、旅行にかかった実費が助成した派遣旅費を下回るようになった場合には差額の返還を求める（実費支給の原則）。

- (2) 第2号議案「県互助会『会員クラブ利用助成事業』廃止」に伴う対応に関する件
今後さらに十分な審議を行う必要があり、次回以降の理事会で協議する。

- (3) 第3号議案「多目的ホールの照明LED化」に関する件

年度当初の計画に盛りされていない事項であるため、来年度の修繕計画に位置付けて検討する。

★第3回定例評議員会（10月）での承認事項について★

平成29年10月16日（月）に第3回定例理事会を開催し、以下の事項について審議及び承認をされました。

- (1) 第1号議案「外壁等改修工事に係る施工業者の決定」に関する件

- 見積書 ・大城組（本社；真間） 16,740,000円（消費税込み）
・岩堀建設（本社；高谷） 25,704,000円（同）

※ もう1社、上條建設（本社；若宮）は、見積書の提出なし。

※ 金額は概算。足場を組んだ後にタイルの打診調査を行った上で、改めて工事内容を予算に応じて検討する。

- ① 両社の金額の差は8,964,000円。これは工事の中心となる外壁タイル改修の方法が異なることに因る。すなわち、大城組はアンカーピンによる補強であり、岩堀建設は張替えを中心に考えているためである。

⇒ 完工後23年を迎えてもタイルの剥離・落下が起きていない点から、補強工事で十分に対応できるとの考え方が大城組にある（元々の施工業者も大城組）。

- ② 他に、外装工事費で約120万円、一般管理費で約170万円、大城組がそれぞれ低額になっている。

質疑・応答を行い、コンサルタント業務を委託している川口裕則氏（本会館の劣化診断を行った管理建築士）からの説明を受け、採決の結果、施工業者を「大城組」とすることが決定しました。

- (2) 第2号議案「県互助会『会員クラブ利用助成事業』廃止」に伴う対応に関する件

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会が実施する事業として、退職互助会員の親睦を図る目的で支給された助成金が平成30年度から廃止となりました。市川教育会館は約8万円～11万円の助成金を例年受けて来ましたが、この収入がなくなることとなります。この変更に伴い、退職教職員が市川教育会館を利用するにあたって、会議室料を徴収するか否かについて審議し、以下の決定を得ました。

〈結論〉公益目的支出計画の完了期間（計画では平成42年3月31日）までは、「市川教育会館の拠出者であった退職教職員」及び「他市等の退職教職員」とも、市川教育会館の利用にあたって、利用料は徴収しない。

〈理由〉本市の退職教職員は拠出者として長きにわたり教育会館の維持及び運営に貢献をしてきている。このため、利用料を徴収しないのが妥当である。また、他市等の退職教職員が本会館を利用して会議等を主催することはなく、利用するにしても本市関係の団体が主催する会議等に参加することが通例である。こうした状況から、他市等の教職員が参加する場合であっても利用料の徴収を行わない。

☆これまでの主な経緯(平成29年度:6月以降)★

- H29. 6. 6 公益目的支出計画実施報告書の承認
H29. 7. 3 第2回定例理事会開催（別掲）
H29. 7. 20 教育視察旅費助成事業伝達式（派遣通知書及び派遣費の交付）
H29. 7. 21 文化事業①「囲碁教室」②7/28 ③8/4 ④8/18 ⑤8/25（参加者延べ93名）
H29. 7. 25 文化事業「レザークラフト教室」（参加者15名）
H29. 8. 10 全館エアコン清掃（H29. 8. 11 全館清掃）
H29. 10. 7 文化事業「食育教室」（参加者13名）
H29. 10. 16 第3回定例理事会（別掲）